

徳島市都市計画マスタープラン（素案）について

1 都市計画マスタープランとは

都市計画マスタープランとは、都市計画法第 18 条の 2 に規定された「市町村の都市計画に関する基本的な方針」として、市における都市計画の運用の基本的な考え方を示すものであり、都市政策・都市整備分野の施策を方向付ける基本的な計画のことです。

本市では、「徳島市都市計画マスタープラン」を平成 11 年（1999 年）3 月に策定し、平成 24 年（2012 年）3 月に改定を行い、計画的な都市づくりに取り組んできました。

前回の見直しからおよそ 10 年が経過する中、本市の「徳島市総合計画 2021」及び「徳島市国土強靱化地域計画」の策定や、徳島県が策定する「徳島東部都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針（徳島東部都市計画区域マスタープラン）」の見直しが行われるとともに、社会経済情勢の変化や都市政策の動向、上位・関連計画との整合を踏まえ、新たな「徳島市都市計画マスタープラン」の策定を行います。

2 都市計画マスタープランの役割

- (1) 目指すべき都市像の提示
- (2) 都市計画の決定・変更の指針
- (3) 多様な主体との連携・協力及びまちづくり推進のための考え方

3 位置づけ

「都市計画マスタープラン」は、本市が定める都市計画の指針となるものであり、「徳島市総合計画 2021」及び「徳島市国土強靱化地域計画」並びに徳島県が定める「徳島東部都市計画区域マスタープラン」を上位計画とし、他の関連計画との連携・整合を図り定めます。

また、平成 31 年 3 月に策定した「徳島市立地適正化計画」も都市計画マスタープランの一部とみなされます。

4 対象区域

都市計画区域である本市全域を対象とします。

5 目標年次

目標年次は令和 14 年度（2032 年度）とし、計画期間をおおむね 10 年間とします。

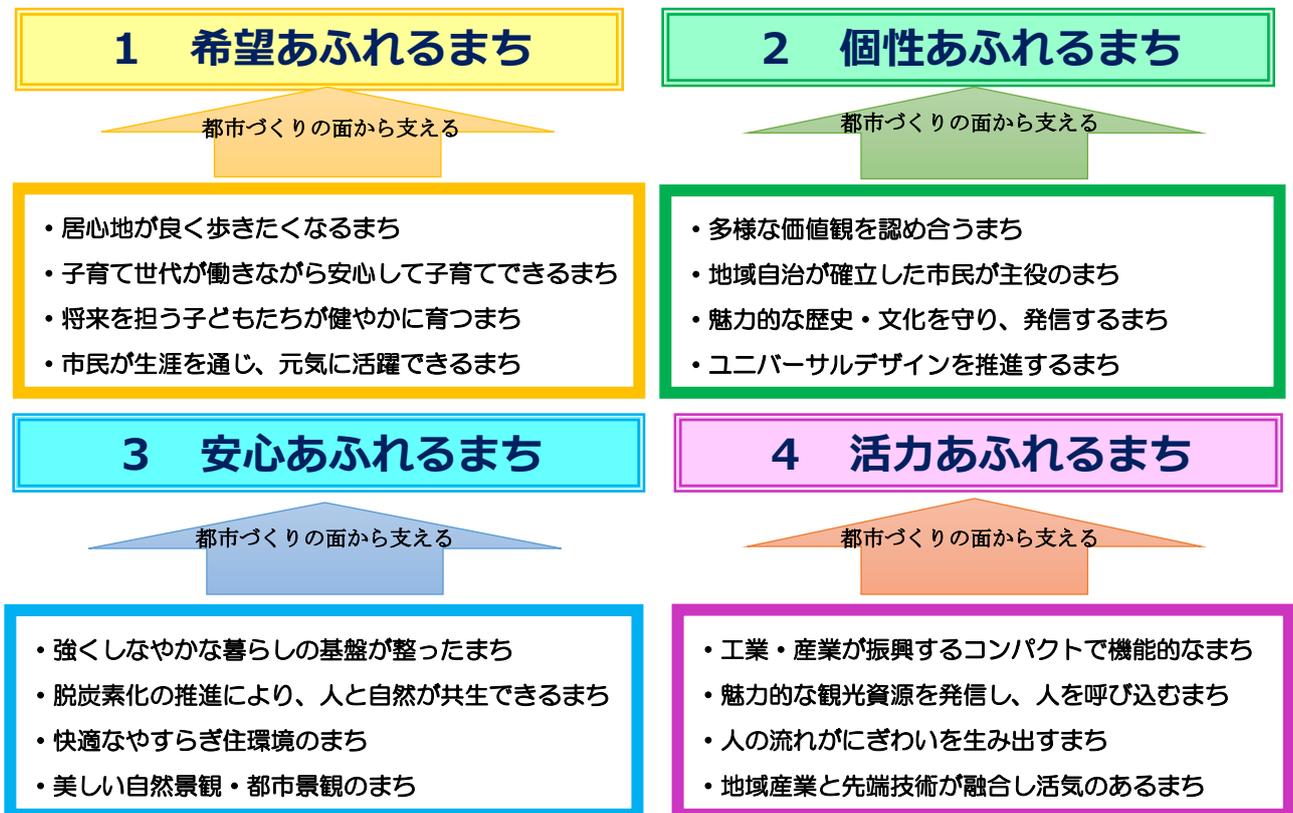
6 都市づくりの課題

社会経済情勢の変化や都市政策の動向（法改正等）、上位計画及び関連計画の策定・改定、さらに本市の現状や全国的な潮流を踏まえ、本市が抱える都市づくりの課題を整理しました。

- (1) 求心力の高い都市づくりへの対応
- (2) コンパクトな都市づくりへの対応
- (3) 災害に強い都市づくりへの対応
- (4) 脱炭素社会に向けた都市づくりへの対応
- (5) 多様な主体との連携・協働による都市づくりへの対応

7 都市づくりの理念

徳島市総合計画2021の基本目標を都市づくりの面から支えるため、都市づくりの理念を次のように定めます。



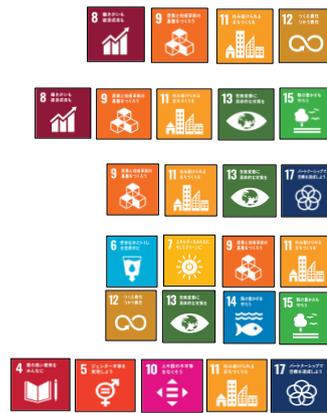
8 目指すべき都市像

都市づくりの理念に基づくとともに、都市づくりの課題や本市の特徴を踏まえ、目指すべき都市像を次のように定めます。

水と緑にうるおうコンパクトシティ

9 都市づくりの目標

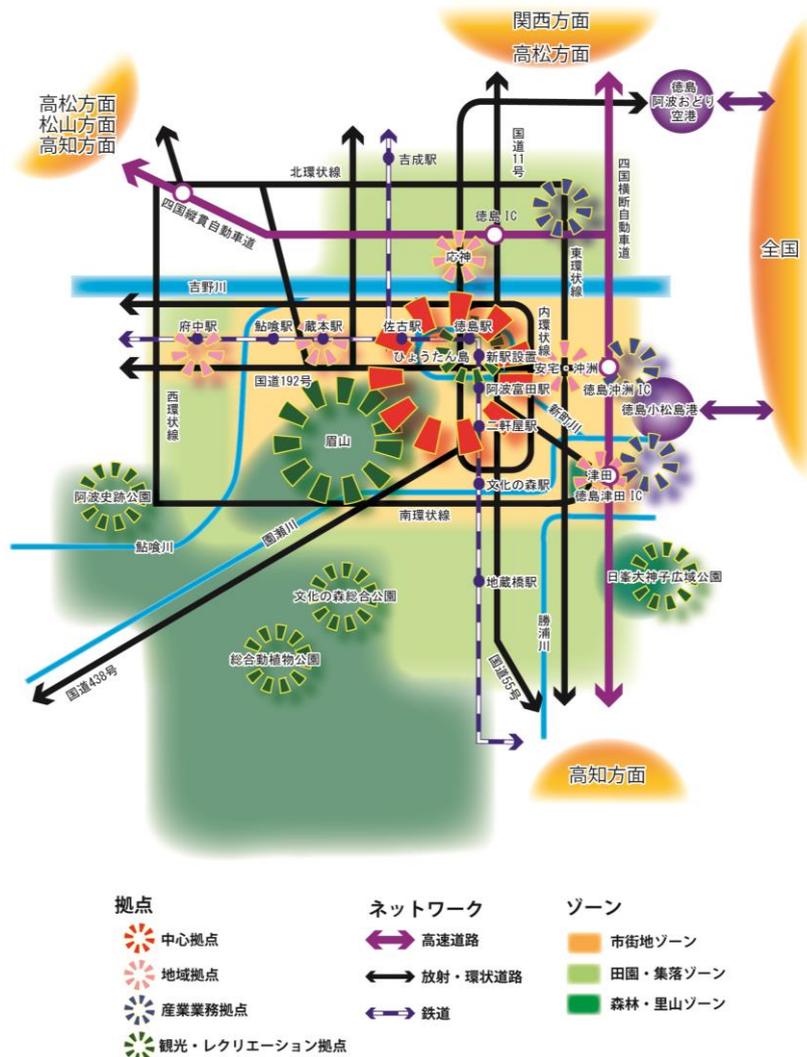
- 1 人を引きつける魅力ある都市
- 2 コンパクトで持続可能な都市
- 3 災害に強く安全・安心に暮らせる都市
- 4 脱炭素・自然共生を実現する都市
- 5 多様な主体がまちづくりを担う都市



10 将来都市構造

市街地の無秩序な拡大を抑制し豊かな自然との調和を図りつつ、中心市街地などの拠点への人口や都市機能の集積を図るため、引き続き、コンパクト・プラス・ネットワークの都市構造を目指します。

本市の多様性に富んだ地域や都市機能をより充実させ、魅力と活力のあふれた都市として発展していくため、目指すべき都市空間の骨格（骨組み）を、「拠点」、「ネットワーク」、「ゾーン」の3つの構成要素で簡潔に示します。



1 土地利用の方針

【基本的な考え方】

- ▶本市は、県の産業、交通、公共サービス等の中心として、高次都市機能の集積を図るとともに、コンパクトで機能的な都市を目指して、効率的で快適な土地利用を推進します。
- ▶都市的土地利用を中心とした市街化区域、自然的土地利用を中心とした市街化調整区域の設定により、無秩序な市街化を抑制するとともに、良好な自然環境を保全・活用します。
- ▶市街化区域では、用途地域を指定し、都市機能及び居住を適正に誘導するとともに、用途地域と土地利用の実態を調査し、適宜、用途地域の見直し等を実施します。
- ▶市街化調整区域では、豊かな自然環境、営農環境、集落環境の維持・保全に努め、都市全体として調和のとれた土地利用を誘導します。

市街化区域

1) 住居系土地利用

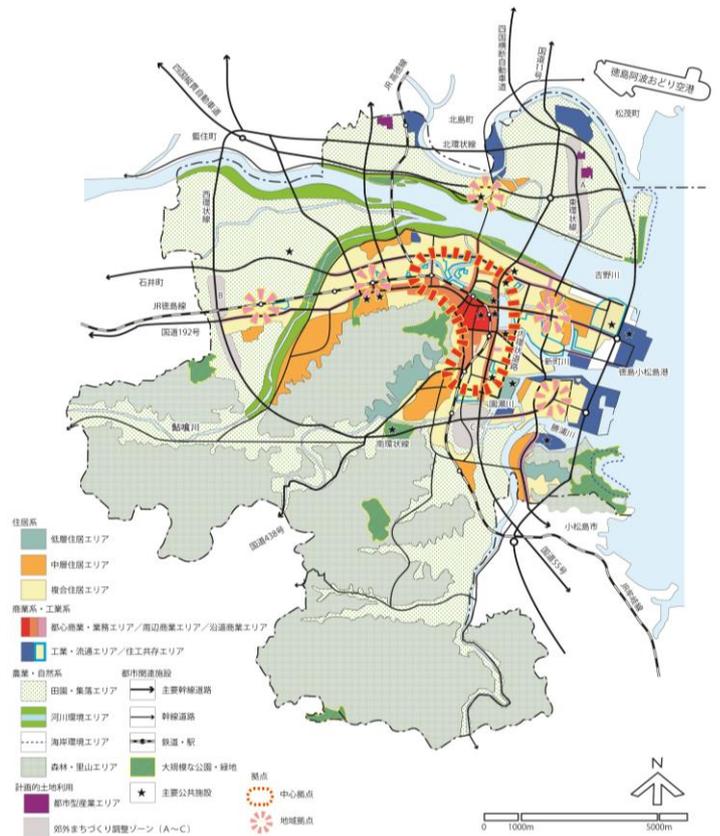
都市の利便性や自然環境と調和したゆとりある住環境の形成など、市民のニーズや本市の特性を活かして多様な居住の場の提供を目的として定めます。

2) 商業系土地利用

商業業務系施設をはじめ不特定多数の人が集まる施設の立地誘導を図り、都市のにぎわい創出や、市民の買物等日常生活を支える利便性の高い環境づくりを目的として定めます。

3) 工業系土地利用

産業経済の発展をけん引する製造業や流通業の集積や高度化等を推進するために、物資輸送の交通利便性や周辺の住環境等に与える影響を考慮して定めます。



市街化調整区域

1) 農業・自然系土地利用

農地及び森林等の保全を図るとともに、農林水産業従事者の生活の場である集落環境の維持や観光・レクリエーションの場としての活用を目的として定めます。

2) 計画的土地利用

都市的土地利用を補完するために計画的に整備された企業団地等については、周辺環境と調和した土地利用の維持を目的に定めます。

2 都市交通体系の方針

【基本的な考え方】

- ▶隣接する徳島阿波おどり空港とあわせた陸、海、空の3つの交通結節点と市街地を連絡する幹線道路の整備など、市街地周辺の計画的かつ体系的な道路網を形成するとともに、四国横断自動車道の津田～阿南間の整備を促進します。
- ▶都市内交通の交通需要マネジメントを推進するとともに、交通弱者、県内外からの観光客・来訪者にとって重要な移動手段である公共交通の維持・確保を進めます。
- ▶過度な自動車依存の抑制に努めながら、脱炭素化に資する公共交通の利用を促進するとともに、郊外部では、地域住民のニーズに応じた多様な交通手段の活用を検討します。
- ▶高齢者、障害者、子どもなど、誰もが安全・快適に移動できる人にやさしい環境整備を進めます。

道路交通ネットワークの整備

市民生活や企業の経済活動など都市の諸活動を支えるため、整備が進む高速道路網を活かした効率的な道路交通ネットワークの構築を図ります。また、景観や自然環境に配慮した道路整備を進め、市民が安全で安心して利用できるようにユニバーサルデザインに配慮します。

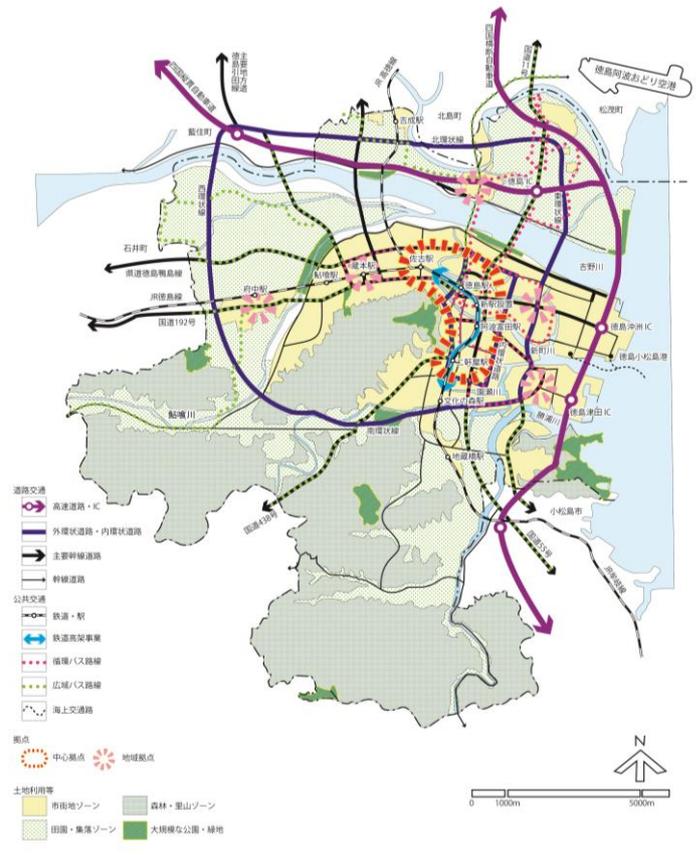
既存道路空間の維持・向上

次世代に引き継ぐ歴史・文化を感じることができる既存道路について、歴史的風致の維持・保全に努めるとともに、市民や観光客等の回遊性の向上に資する道路環境整備を推進します。

公共交通ネットワークの再構築

将来にわたって、居住者や来訪者にとって便利で持続可能な公共交通ネットワークを再構築し、バス、鉄道、空路、航路等の系統的なネットワーク化、乗り継ぎの円滑化など、シームレスな移動環境を形成します。

また、公共交通の利便性向上などの取組について広く情報発信し、利用を促します。



歩行者・自転車環境の確保

中心拠点や地域拠点では、「歩いて暮らせる、歩いて楽しめる」まちづくりを推進します。

歩行者と自転車の通行分離、「ゾーン30」等の車両速度の抑制、通過交通の抑制・排除等の面的かつ総合的な交通事故対策を推進するとともに、歩行空間のユニバーサルデザイン化及び通学路等における安全・安心な歩行空間を確保します。

3 公園・緑地・水辺の方針

【基本的な考え方】

- ▶眉山やひょうたん島をはじめ市民に親しまれている水辺や緑は、自然との触れ合いを活かした観光振興やにぎわいの拠点として活用します。
- ▶市内に多くの河川が分布し、水と緑に囲まれた本市の特徴を活かして魅力的な水辺空間の形成を図ります。
- ▶身近な都市公園の充実及び利用促進を図るとともに、緑を保全し、緑化を推進します。

水と緑を活かした拠点形成と活用

ひょうたん島及びその周辺、眉山公園及びその周辺、徳島市総合動植物公園、徳島県文化の森総合公園、日峯大神子広域公園、阿波史跡公園は、「観光・レクリエーション拠点」として、自然との触れ合いを活かした観光振興やにぎわいを創出します。

公園・緑地の利用促進

公園・緑地を市民のレクリエーションの場として積極的に活用するため、利用者ニーズに合った管理・運営を推進します。あわせて、近隣公園や地区公園は、拠点となる公園として住民の交流機能や防災機能などニーズを踏まえた機能を充実させます。

水辺の保全と活用

多くの河川が流れる本市の特徴を活かした水辺空間の保全・整備を進め、市民の憩いの場所や生物の生息空間を確保します。

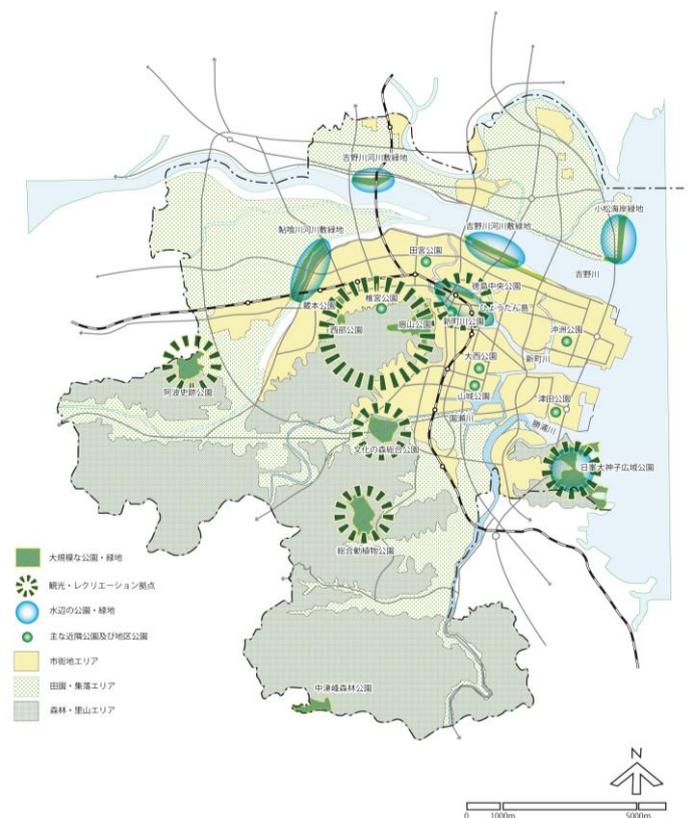
緑の保全と緑化の推進

眉山や中津峰山等の山地、寺社境内に残る寺社林など市街地に残存する緑を保全します。

公園・道路などの都市施設や公共施設等の緑化を積極的に推進します。あわせて、民有地等において市民との協働による緑化を推進します。

地域特性を踏まえた整備

土地利用の方向性を踏まえ、公園・緑地・水辺の整備を進めます。



4 都市環境・都市景観の方針

【基本的な考え方】

- ▶地球温暖化の原因となる温室効果ガスの排出源は、家庭やオフィスにおける資源やエネルギーの利用から交通、都市基盤の整備など、都市づくりと密接に関わっていることから、脱炭素型及びGX（グリーン・トランスフォーメーション）を取り入れた都市づくりを推進します。
- ▶上水道の安全、快適で安心できる給水を確保するとともに、清潔で快適な生活空間の確保と自然環境の保全のために、廃棄物や生活排水等を適正に処理します。
- ▶「徳島市景観まちづくり条例」及び「徳島市景観計画」に基づき、都市の魅力を高めるための景観形成を誘導します。

都市環境

1) 地球温暖化対策

国、県が掲げる「令和32年（2050年）温室効果ガス排出実質ゼロ」に向けて、長期的・計画的な視点を持って脱炭素社会の実現を目指し、対策を推進します。

2) 環境の保全

市民の健康的な生活環境を守り、地球環境への負荷を軽減するため、都市施設の効率的な整備を進め、快適な都市環境の形成を目指します。

都市景観

1) 市域の特性を活かした景観づくり

市全域が景観計画区域であることから、市域の特性を活かした景観づくりを進めます。

2) 水と緑の景観づくり

本市は、吉野川や眉山などの水と緑に囲まれた特徴ある自然景観を有しており、これを活かした景観づくりを進めます。

5 都市防災の方針

【基本的な考え方】

- ▶ 南海トラフ地震による津波浸水想定や被害想定、中央構造線・活断層地震による被害想定に基づく地震・津波対策、想定最大規模降雨及び想定し得る最大規模の洪水・高潮への対策を計画的かつ着実に推進します。
- ▶ 構造物・建築物等の耐震化や排水対策を進め、都市全体の防災性能の向上を図ります。
- ▶ 避難や情報伝達の重要性を認識し、避難場所の確保及び情報発信を強化します。
- ▶ 地域防災の中心的な存在である自主防災組織の充実とあわせて、地域活動のあらゆる場面で防災力を強化します。
- ▶ 防災・減災対策と並行して、事前に被災後の復興まちづくりを見据えて準備しておく「復興事前準備」に取り組みます。

自然災害

1) 地震・津波

緊急輸送道路や避難路等に係る橋りょうの耐震化の推進及び建築物の耐震化を促進します。また、水道管の更新・耐震化及び下水道施設の耐震診断、耐震・耐津波化を推進します。

危険な空き家の除却の支援、住宅の耐震診断・耐震改修等の促進、安全対策の必要なブロック塀の撤去改修等の整備による避難路の閉塞を防ぎ、地域の防災性能の向上を図ります。

2) 風水害・土砂災害

中小河川の護岸整備及び都市下水路や公共下水道（雨水）の整備、下水道施設の耐水化等による市街地の治水安全性の向上を図ります。敷地内緑化等による雨水の地下への浸透機能の向上や、雨水の貯留及び再利用等を促進します。また、防災調整池の設置等により河川への負荷を軽減し、周辺の治水安全性の確保に努めます。

地形が急峻な地域では、擁壁の設置などによる土砂災害対策の実施や、著しい土砂災害が発生する恐れのある区域では、特定の開発行為の制限などによる適正な土地利用規制を推進します。

地域防災

1) 火災

緊急車両の進入路の確保、幹線避難路の整備を行います。また、広域避難場所周辺及び避難路沿道の緑化を重点的に進めます。

2) コミュニティを重視した減災対策

自主防災組織の活動を促進し、地域住民の避難所運営に関する知識・技術の向上を図るため避難所運営訓練を含む市民総合防災訓練を開催します。

また、ハザードマップや避難支援マップの周知を図るとともに、高齢者、乳幼児等の要配慮者を災害から守るため、ユニバーサルデザインに配慮した情報伝達や避難誘導等の仕組みづくりを推進します。

事前復興

防災・減災対策や強靱で持続可能なインフラ整備等を推進するとともに、地形図や土地利用・建物利用現況図、都市基盤施設の整備状況図などを整理し、準備する事前復興の取組を進めます。

また、事前に復興まちづくりの、目標、実施手法、進め方を検討します。

6 住環境整備の方針

【基本的な考え方】

- ▶住環境整備は、地域コミュニティを基本として、安全・安心でやすらぎのある市街地環境の形成を目指します。
- ▶住民の主体的な参加のもと、生活道路や公園など身近な住環境の維持・管理を進めます。
- ▶防犯・空き家対策等による安全・安心な住環境づくりを進めます。

住環境

1) 中心市街地における住環境の整備

歩いて暮らせるまちづくりを目指すとともにまちなか居住を推進します。

また、まちの魅力向上を図るための市街地開発事業や民間活力を用いた土地の高度利用、住宅供給を誘導するほか、住替え支援等を検討します。

2) 密集市街地等における住環境の整備

市街地の快適性の向上の観点から細街路の拡幅、公園の整備等を推進します。また、住工混在の解消、幹線道路整備等に伴う騒音対策、残存農地等の有効活用など、地域の実情に応じて、地域の合意形成を基本としつつ住環境の整備を推進します。

3) 良好な住環境の保全

良好な住環境が形成されている地区では、敷地内の緑化や建築物の景観誘導などによる住環境の維持・保全を図ります。

4) 農村集落等における住環境の整備

営農環境との調和を基本としながらも、日常生活の利便性を享受できるよう、身近な商業・医療等施設の維持や生活道路、公園等の整備を推進します。

5) 安全・安心な住環境の整備

道路や公園などへのLED防犯灯の設置を推進するとともに、防犯パトロール活動など、夜間でも安全・安心に歩ける住環境づくりを住民と協働で推進します。

また、長年、放置され管理不十分な危険な空き家に対する対策を実施します。

ユニバーサルデザイン

「徳島県ユニバーサルデザインによるまちづくりの推進に関する条例」に基づき、住環境のユニバーサルデザイン化を誘導します。

供給処理施設等

既存ごみ処理施設の維持、補修を適切に行いながら、新たな施設の整備を推進します。

「徳島市污水適正処理構想」に基づき集合処理区域においては下水道整備や既存施設の老朽化対策及び啓発活動の推進、個別処理区域においては合併処理浄化槽の普及促進を図ります。

中央卸売市場は、施設の耐震化・老朽化対策に加え、流通の効率化や品質管理水準の高度化等、市場機能の充実により食の安定供給を図るため、市場整備を検討します。

7 協働によるまちづくりの方針

【基本的な考え方】

- ▶市民や事業者の主体的なまちづくりに関する提案のもと、ダイバーシティの考えを取り入れたまちづくりを推進します。
- ▶地域が主体となる持続可能な地域コミュニティ形成を支援するとともに、若者や子育て世代がまちづくりに参加しやすい仕組みを検討します。

新たな地域づくりの仕組みの構築

地域団体やNPO、企業等を含む多様な主体が連携・協働しながら、地域社会の運営に参加し、地域課題を地域自ら解決する仕組みを構築します。

また、地域コミュニティの活動や運営を支援し、住民の地域活動参加の促進と、コミュニティセンター活用の推進を図ります。あわせて、コミュニティセンターの計画的な維持・補修を実施します。

市民主体のまちづくりへの支援

まちづくりに関する情報発信を積極的に行い、様々な機会を通じて市民参加の場を増やすように努めます。市民参加の場ではワークショップやまち歩きなどにより参加者が情報の共有や達成感を感じることができるよう、また、多様な人が参加できるよう工夫します。

都市計画提案制度の活用など、市民の主体的なまちづくり活動を促進します。あわせて、多様な主体が連携したまちづくりを推進し、各地域の現状に応じた支援体制の強化や充実を図ります。

まちづくりを担う人材・組織の確保・育成

地域の教育機関との連携やDX（デジタル・トランスフォーメーション）を活用し、子どもや若者たちなど多様な人のまちづくり体験や地域学習への参加を促進するなど、市民・NPO等の参加、提案による協働のまちづくりを推進します。

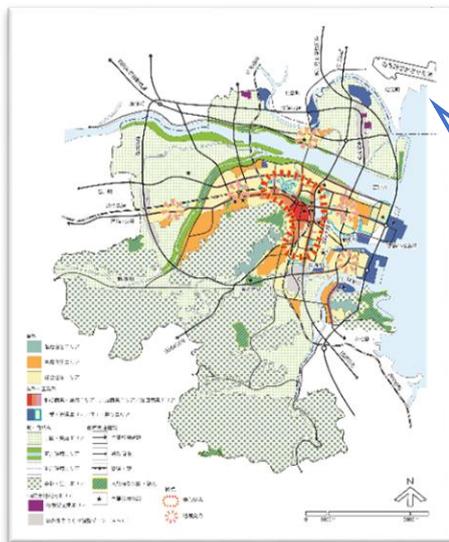
また、地域づくり活動団体等への支援として、各種研修の実施や相談業務、広報活動に取り組みます。

12 地域のまちづくり方針

「都市づくりの基本方針」では、本市が目指す「水と緑にうるおうコンパクトシティ」の実現に向け、都市計画に関する分野別の基本的な方針を総合的・体系的に示していますが、その具現化のためには、地域が主体性を持って、行政と協働で地域の生活環境の向上や地域資源を活かした魅力づくりなど、地域ごとの具体的で様々な取組が必要となります。

地域のまちづくり方針は、本市の都市の成り立ちや土地利用としてのまとまり、各地域の特色等を踏まえ、市域を9つの地域に区分し、「都市づくりの基本方針」と整合を図りながら、将来のまちづくりの方向性を示すものとして策定します。

■都市づくりの基本方針と地域のまちづくり方針の関係

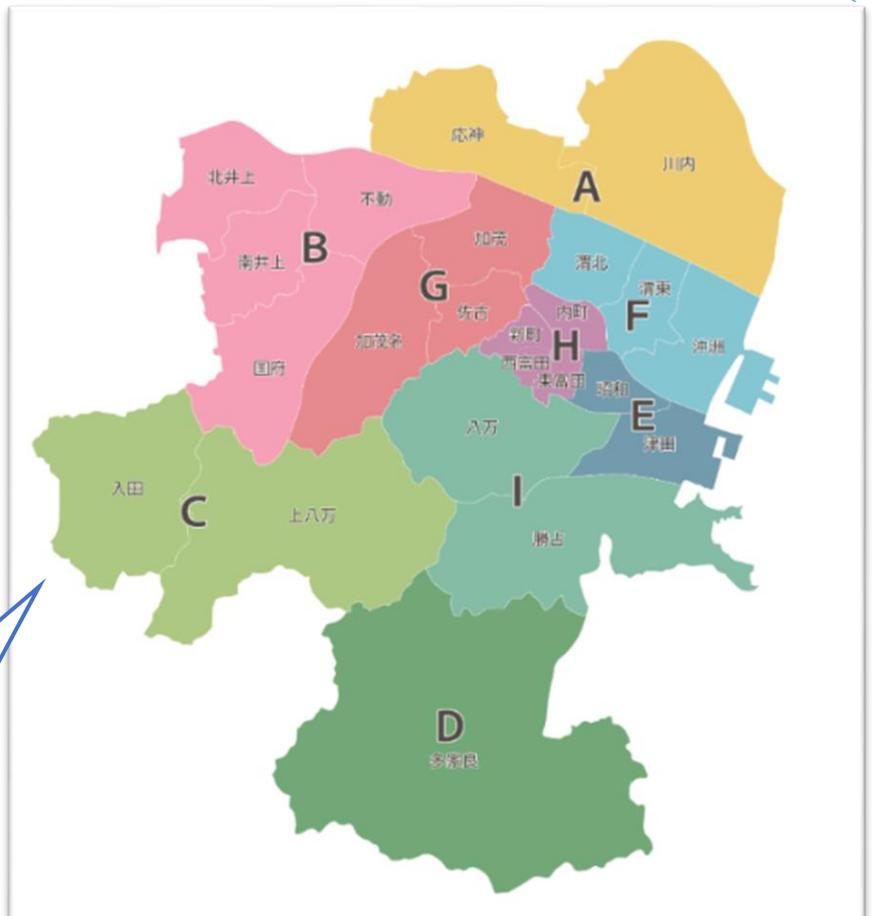


【都市づくりの基本方針】

「水と緑にうるおうコンパクトシティ」の実現に向け、都市計画に関する分野別の基本的な方針を総合的・体系的に示す。

【地域のまちづくり方針】

市域を9つの地域に区分し、「都市づくりの基本方針」と整合を図りながら、将来のまちづくりの方向性を示す。



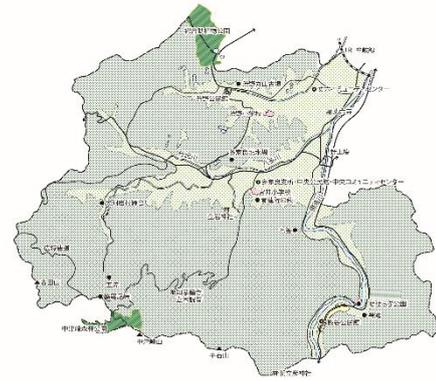
(4) 多家良地域のまちづくり構想

将来像

豊かな自然に囲まれた緑と清流の里山づくり

まちづくりの方向性

- ① 水と緑の田園環境を活かしたゆとりある住環境の形成
- ② 犬飼農村舞台や渋野丸山古墳などの歴史文化資源を活かしたにぎわいづくり
- ③ 豊かな自然を活用したアウトドアスポーツの里
- ④ 人にやさしい、安全・安心なまちの実現
- ⑤ 多世代交流による地域コミュニティの活性化



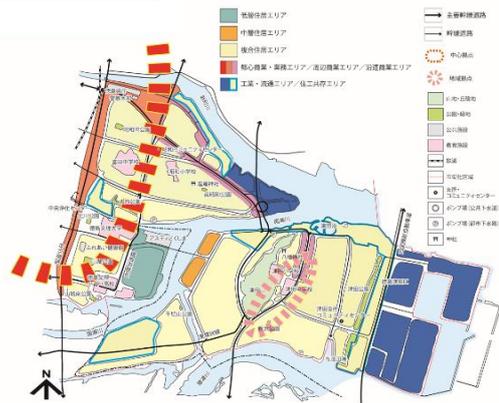
(5) 昭和・津田地域のまちづくり構想

将来像

安全で快適な暮らしと産業活動が共存するまちづくり

まちづくりの方向性

- ① 生活利便性の充実と快適な住環境の推進
- ② 広域交通ネットワークを活かした持続可能な産業活動の推進
- ③ 万代中央ふ頭など水辺を活かしたにぎわいづくり
- ④ 地域防災力を高め、洪水や津波に強いまちづくり
- ⑤ 多世代交流による地域コミュニティの活性化



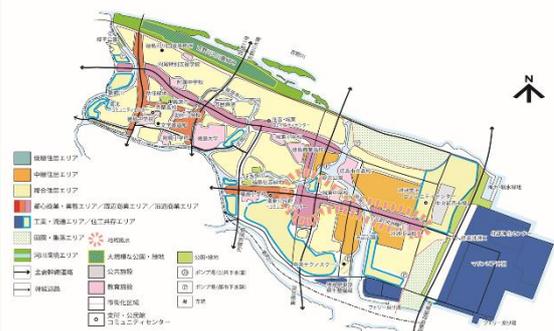
(6) 渭北・渭東・沖洲地域のまちづくり構想

将来像

水辺空間と広域交通ネットワークを活かしたまちづくり

まちづくりの方向性

- ① 生活利便性の充実と快適な住環境の推進
- ② 魅力ある水辺空間を活かした地域景観の創出
- ③ 広域交通ネットワークと海上交通を活用した地域活性化
- ④ 安全・安心で、水災害に強いまちづくり
- ⑤ 多世代交流による地域コミュニティの活性化



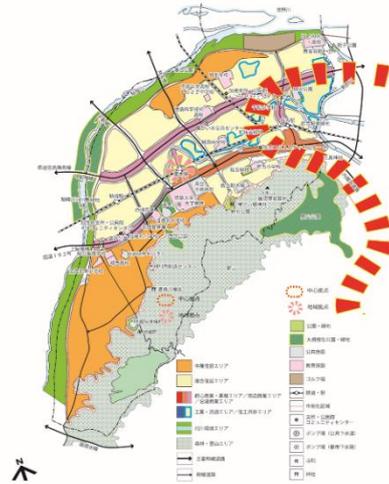
(7) 佐古・加茂・加茂名地域のまちづくり構想

将来像

眉山と川に囲まれた歴史文化・商業が調和するまちづくり

まちづくりの方向性

- ① 生活利便性の充実と快適な住環境の推進
- ② 公共交通の充実と歩行環境の整備による歩いて暮らせるまちづくり
- ③ 歴史文化・自然・商業が調和するまちづくり
- ④ 安全・安心な、防災・防犯まちづくり
- ⑤ 多世代交流による地域コミュニティの活性化



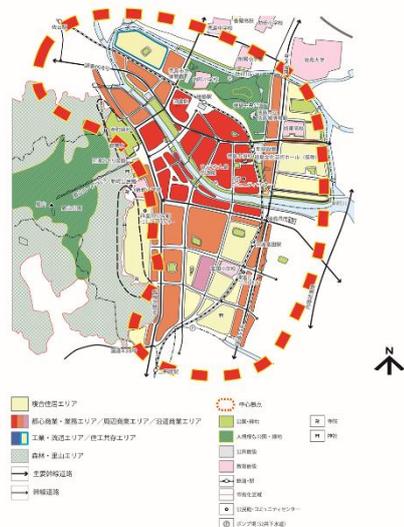
(8) 内町・新町・東富田・西富田地域のまちづくり構想

将来像

水と緑と歴史に彩られたにぎわいある都心のまちづくり

まちづくりの方向性

- ① 徳島駅周辺のにぎわいあるまちづくり
- ② 多世代が便利で暮らしやすいまちなか居住の促進
- ③ 水辺、緑、歴史、文化の魅力あふれるまちなか観光、交流空間の充実
- ④ 安全・安心な、防災・防犯まちづくり
- ⑤ 多世代交流による地域コミュニティの活性化



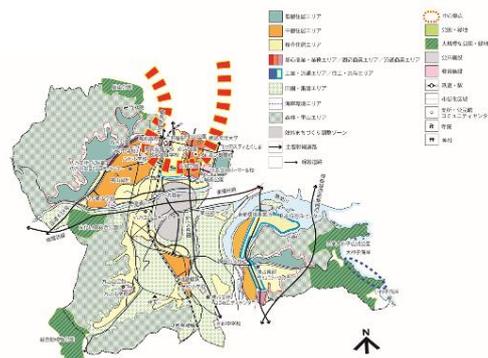
(9) 八万・勝占地域のまちづくり構想

将来像

水と緑と文化が息づく安全・安心なまちづくり

まちづくりの方向性

- ① 自然を活かした快適でゆとりある住環境の形成
- ② 駅中心に歩いて暮らせるまちづくりの推進
- ③ 文化・自然・商業が調和するまちづくり
- ④ 災害に強く、安全・安心に暮らせるまちづくり
- ⑤ 多世代交流による地域コミュニティの活性化



協働のまちづくり推進のための役割分担

都市計画マスタープランが目指す都市像を実現するため、市民、事業者、市が相互に連携・協力し、協働によるまちづくりを推進します。

市民の役割

市民は、まちづくりの主体として、まちづくりに対する関心を持ち、地域の課題を認識し、その課題解決に向けてまちづくり活動や地域コミュニティ活動に積極的に参加することで、地域活動の活性化に貢献します。

事業者の役割

事業者は、自らの活動が地域に影響を与えるという自覚と責任を持ち、都市計画マスタープランが目指す都市像を認識した上で、事業活動を通じた地域経済の活性化や地域課題の解決、まちの魅力向上に貢献するとともに、市民や行政が進めるまちづくりに参画・協力します。

市の役割

市は、まちづくりの主体である市民や事業者に対し、都市計画マスタープランの周知を図るとともに、市ホームページや広報紙、パンフレットの配布、出前講座等の開催など様々な手法を通じた情報提供や意識啓発など、市民や事業者のまちづくり活動を支援します。

都市計画マスタープランに基づく施策・事業の推進にあたっては、市民や事業者の意見を尊重しながら、庁内の関連部署との連携を図ります。また、国や県の補助制度等を有効に活用しながら、必要な財源の確保等に努めます。

計画の進行管理と継続的な改善

都市計画マスタープランは、計画期間を概ね10年間とする中長期的な視点からの都市計画の基本方針であり、目指すべき都市像を実現していくため、計画に基づく施策・事業等の取組を把握し進行管理を行います。

PDCAサイクルによる計画的かつ適切な管理点検を行い、サイクルの各段階での情報の公開に努めるとともに、継続的に改善します。



14 今後のスケジュールについて

令和4年11月18日（金）	徳島市都市計画マスタープラン策定市民会議（第6回）
“ 12月	議会報告
	パブリックコメント手続き（～1月中旬まで）
	徳島市都市計画審議会への諮問
令和5年 2月	徳島市都市計画マスタープラン策定委員会（第7回）
“ 3月	議会報告
	策定・公表